

[普通肥料生産業者用]

記入上の注意事項

1 単位

単位はトンとし、1トン未満は四捨五入する。但し、数量が1トン未満の時は切り上げて1トンとする。

2 生産量

前期（1～6月）と後期（7～12月）に分けて記入する。但し、工業用、飼料用に向けられたものであっても、肥料用と同一工程により生産されたものは生産量に含める。

3 出荷量

前期（1～6月）と後期（7～12月）について、それぞれ次の4区分に従って該当欄に記入する。

1) 農業用

売買契約に基づき、都道府県向けに肥料として出荷されたものであって、原料用外販、自家原料用、工業用以外のもの。

2) 原料用外販

仕向先の用途が肥料原料用であるもの。

3) 自家原料用

自社内の肥料原料用に使用されたもの。

4) 工業用

炭カルについては道路舗装用、有機質肥料については飼料用を工業用として記入する